

船舶事故調査報告書

平成24年4月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 横 山 鐵 男（部会長）
委 員 庄 司 邦 昭
委 員 根 本 美 奈

事故種類	乗船者負傷
発生日時	平成23年7月17日（日） 11時24分ごろ
発生場所	静岡県浜名湖今切口南方沖 浜松市所在の浜名港口離岸導流堤灯台から真方位250° 170m付近 (概位 北緯34° 40.3′ 東経137° 35.8′)
事故調査の経過	平成23年7月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート ^{リッシュュ} RICHÉ、15トン 260-40542 静岡、株式会社リッシュュプラス 11.92m (Lr) × 4.13m × 2.29m、FRP ディーゼル機関2基、558kW（合計）、平成12年2月
乗組員等に関する情報	船長 男性 48歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年7月27日 免許証交付日 平成22年7月14日 (平成27年7月26日まで有効)
死傷者等	負傷 2人（船長、同乗者A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗船して釣りのために浜名湖内のマリーナを出航し、船長が、船体中央部に区画されたキャビン上部のフライングブリッジにおいて立って操船して約15ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で遠州灘に向かった。 本船は、静岡県浜松市浜名大橋下を通過して同じ速力で浜名湖の今切口南方沖を南進中、船首方から急に大きくなった波を受け、船体が上下に動揺した際、平成23年7月17日11時24分ごろ、船長が腰を強打し、キャビン内にいた同乗者Aが顎を負傷した。 船長は、携帯電話で118番通報を行い、来援した巡視船に收容されて静岡県御前崎市御前崎港に入港し、救急車で病院に搬送された。 船長は、腰椎骨折で全治1か月、同乗者Aは、下顎切創で全治2週間と診断された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期、波高 約3m、南からの波 本事故発生場所の東方約70kmに位置する国土交通省港湾局全国港湾海洋波浪情報網の静岡御前崎沖における本事故当時の観測値は次のとおりであった。

	<p>11時20分 有義波高 2.82m、周期 12.8秒、波向 南南東 11時40分 有義波高 2.48m、周期 12.7秒、波向 南南東 本事故当時の浜名湖今切口の潮流推算値は、浜名湖から海へ向かう南流の約1.5m/sであった。</p> <p>本事故当時には、南方海上の北緯23° 東経136° 付近には935hPaで超大型の台風6号があり、遠州南には、波浪注意報が発表されていた。</p>	
その他の事項	<p>同乗者Aは、本事故発生時、キャビン後部のソファに腰を掛けていた。浜名湖今切口付近は、強い流れと高波が発生しやすい場所である。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、浜名湖の今切口南方沖を約15knの速力で南進中、船首方から波を受けたことから、船体が上下に動揺し、船長及び乗船者Aが船体に当たって負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、浜名湖の今切口南方沖を約15knの速力で南進中、船首方から波を受けたため、船体が上下に動揺し、船長及び乗船者Aが船体に当たって負傷したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浜名湖今切口南方沖は、下げ潮時で南からのうねりが寄せるとき、高波が発生するおそれがあることから、同海域を通過するときは、波の発生状況を確認し、速力を減じるなどして注意して航行すること。 	